

東久留米市子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度進捗状況 点検・評価結果》

令和8年8月

点検・評価シートの一例

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート

年度：令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業(特定型)				
所管課	こども家庭センター				
	単位：か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1	1	1	1	1
実績(②) (令和8年3月末時点)	1				
②－①	0				
実績の内容	主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する特定型として、子育て支援に関する情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行っている。令和6年度のこども家庭センター開設に伴い本事業はこども家庭センターの担当となり、相談場所もわくわく健康プラザとなった。9月～11月にかけては、本庁舎での出張相談を実施している。相談件数は令和5年度に比較して1割弱減少している。所管部署は変わったが、これまで通り積極的な情報収集や提供、関係機関との連絡調整等を行ない、保育施設入所希望者に対する窓口等での情報提供(相談)を中心に実施した。また、子育て支援だより等の各種刊行物及びホームページにより、利用者に有益となる情報提供を行った。				
	◆情報提供(相談)件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	737				
所管課による評価	子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考えられる。令和6年度から実施場所が本庁舎(本町)からわくわく健康プラザ(滝山)へ移ったことにより、他部門で支援を行っている家庭への対応を行ったり、ひろばへ遊びに来たついでに相談を受けられるなどの連携がとれるようになっている。時期は限定されるが、本庁舎への出張相談を実施することで、わくわく健康プラザへ来所することが難しい方へのニーズも一定程度満たしている。なお、相談件数が昨年度比で90.1%と約一割減少していることについては、出張相談、各種資料による周知、他の相談支援体制の充実など複数の要因が考えられるため、引き続きその実施方法等について検証を要する。				
次年度以降の方向性	引き続き子育て支援に係る施設や事業の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行い、より利用者と施設・事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整等を進めていく。				
備考					

【年度】

点検・評価の対象年度。この対象年度の「確保方策(目標)」に対して、年度中にどのくらいの「実績」をあげることができたのか、という点を主として点検・評価等を行う。

【項目】

点検・評価の対象となる事業名を記載。幼児期の教育・保育の提供体制の確保及び子ども・子育て支援に関する事項を事業の対象としている。

【所管課】

「項目」の事業について、所管する担当課を記載している。

【確保方策】【実績】【②－①】

「確保方策」：第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画策定時の確保方策を、令和7年度から令和11年度まで記載している。確保方策は、ニーズ調査を基にして算出した各事業の量の見込みをベースとして、それぞれ設定されている。

「実績」：各年度の確保方策(目標)に対する事業の実績。各年度ごとに、この実績と確保方策との比較を行うことで、事業計画自体の進捗状況を点検・評価していく。

「②－①」：確保方策(目標)と実績の差を算出することで、点検・評価を行う指標となるよう設定している。

【実績の内容】

対象年度の実績について、詳細を記載している。事業によっては、確保方策に対しての実績値だ

【所管課による評価】

対象年度の実績について、事業の所管課での内部評価等を記載している。

【次年度以降の方向性】

点検・評価の対象年度の翌年度以降の方向性について記載している。所管課による評価等について、東久留米市子ども・子育て会議にて、点検評価される。

【備考】

各事業のシートで必要ある事項について記載している。

※このシート様式は一例であり、事業によって様式が違う場合があります。

目 次

【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】

1号認定及び2号認定(特定教育・保育施設、幼稚園)	…	1
2号認定(特定教育・保育施設、認可外保育所)	…	2
3号認定(0歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)	…	3
3号認定(1歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)	…	4
3号認定(2歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)	…	5

【子ども・子育て支援事業に関する事項】

(1)利用者支援に関する事業 (地域子育て相談機関)(特定型)(こどもセンター型) (妊婦等包括相談支援事業型)	…	6
(2)時間外保育事業(延長保育事業)	…	11
(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)	…	12
(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業等)	…	13
(5)養育支援訪問事業	…	14
(6)子育て世帯訪問支援事業	…	15
(7)児童育成支援拠点事業	…	16
(8)親子関係形成支援事業	…	17
(9)地域子育て支援拠点事業	…	18
(10)病児保育事業(病児・病後児保育事業)	…	19
(11)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	…	20
(12)一時預かり事業 ①一時預かり事業 (幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育含む))	…	21
(12)一時預かり事業 ②一時預かり事業(①以外)	…	22

(13)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)	… 24
(14)放課後児童健全育成事業(学童保育)	… 25
(15)実費徴収に係る補足給付を行う事業	… 28
(16)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	… 29
(17)産後ケア事業	… 30
(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	… 31

年度:令和7年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 1号認定及び2号認定(特定教育・保育施設、幼稚園)※				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386
実績(②) (令和8年3月末時点)	1,367				
②-①	△ 19				
実績の内容	1号認定児は幼稚園または認定こども園で、2号認定児は認可保育所等または認定こども園で教育・保育されている。 幼稚園及び認定こども園について、従来制度幼稚園が3園、新制度幼稚園が1園、新制度の幼稚園型認定こども園が2園であり、確保方策の実績は1,367人分(認定こども園1号児269人、同2号児198人、従来制度幼稚園825人、新制度幼稚園75人)となった。				
	◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,100				
所管課による評価	1,358人だった前年度に比べて確保実績は9人増加しており、提供体制についても充足している。				
次年度以降の方向性	1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望が強い保護者のニーズに対しては、今後とも幼児期の教育施設または従来制度幼稚園において確保に努めていく。				
備考	※特定教育・保育施設の2号認定については「幼児期の教育の利用希望が強い」のみの数値				

年度:令和7年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 2号認定(特定教育・保育施設、認可外保育所)※				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
実績(②) (令和8年3月末時点)	1,292				
②-①	△ 1				
実績の内容	2号認定児は認可保育所等または認定こども園で保育を受けている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 各施設の定員変更により、3歳以上児保育の確保方策の実績は1,292人分となった。 ◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,318				
所管課による評価	確保方策に対する実績は、当初見込みに届かなかったものの、見込みをおおむね満たすことができた。				
次年度以降の方向性	2号認定児については、上記のとおり確保方策をおおむね達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 3号認定(0歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	237	237	237	237	237
実績(②) (令和8年3月末時点)	225				
②－①	△ 12				
実績の内容	3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 令和7年度の0歳児保育の確保方策の実績は225人分となった。 ◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	230				
所管課による評価	確保方策に対する実績は、当初見込みに届かなかったものの、見込みをおおむね満たすことができた。				
次年度以降の方向性	3号認定児(0歳児)については、上記のとおり確保方策をおおむね達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 3号認定(1歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	463	463	463	463	463
実績(②) (令和8年3月末時点)	439				
②－①	△ 24				
実績の内容	3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、認定こども園、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 令和7年度の1歳児保育の確保方策の実績は439人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	513				
所管課による評価	確保方策に対する実績は、当初見込みに届かなかったものの、見込みをおおむね満たすことができた。				
次年度以降の方向性	3号認定児(1歳児)については、上記のとおりおおむね確保方策を達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 3号認定(2歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	526	526	526	526	526
実績(②) (令和8年3月末時点)	511				
②－①	△ 15				
実績の内容	3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、認定こども園、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 令和7年度の2歳児保育の確保方策の実績は511人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	511				
所管課による評価	確保方策に対する実績は、当初見込みに届かなかったものの、見込みをおおむね満たすことができた。				
次年度以降の方向性	3号認定児(2歳児)については、上記のとおりおおむね確保方策を達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業(地域子育て相談機関)				
所管課	こども家庭センター				
	単位:か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	0	2	2	4	4
実績(②) (令和8年3月末時点)	0				
②-①	0				
実績の内容					
	◆情報提供(相談)件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0				
所管課による評価					
次年度以降の方向性	令和8年度より地域子育て相談機関として「けやき児童館」「子どもセンターひばり」の2児童館で開設。 開設時間:月火水金10:00~16:00				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業(特定型)				
所管課	こども家庭センター				
	単位:か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1	1	1	1	1
実績(②) (令和8年3月末時点)	1				
②-①	0				
実績の内容	主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する特定型として、子育て支援に関する情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行っている。令和6年度のこども家庭センター開設に伴い本事業はこども家庭センターの担当となり、相談場所もわくわく健康プラザとなった。9月～11月にかけては、本庁舎での出張相談を実施している。相談件数は令和6年度に比較して1割弱減少している。 所管部署は変わったが、これまで通り積極的な情報収集や提供、関係機関との連絡調整等を行ない、保育施設入所希望者に対する窓口等での情報提供(相談)を中心に実施した。また、子育て支援だより等の各種刊行物及びホームページにより、利用者に有益となる情報提供を行った。				
	◆情報提供(相談)件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	737				
所管課による評価	子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考え。令和6年度から実施場所が本庁舎(本町)からわくわく健康プラザ(滝山)へ移ったことにより、他部門で支援を行っている家庭への対応を行ったり、ひろばへ遊びに来たついでに相談を受けられるなどの連携がとれるようになっている。時期は限定されるが、本庁舎へ出張相談を実施することで、わくわく健康プラザへ来所することが難しい方へのニーズも一定程度満たしている。なお、相談件数が昨年度比で90.1%と約一割減少していることについては、出張相談、各種資料による周知、他の相談支援体制の充実など複数の要因が考えられるため、引き続きその実施方法等について検証を要する。				
次年度以降の方向性	引き続き子育て支援等に係る施設や事業の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行い、より利用者との施設・事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整等を進めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業(こども家庭センター型)				
所管課	健康課、こども家庭センター				
	単位:か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1	1	1	1	1
実績(②) (令和8年3月末時点)	1				
②-①	0				
実績の内容	【こども家庭センター】相談件数は、年々増加傾向にある。 相談件数の内訳 虐待相談376(身体129・性虐待1・心理186・ネグレクト60) 養護相談262、保健相談4、障害相談2、虞犯行為等2、育成相談54、 その他の相談103 ◆情報提供(相談)件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	803				
	【母子保健】 妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの切れ目ない支援を関係機関と連携しながら行う、利用者支援事業(こども家庭センター型 母子保健機能)を行っている。妊娠中や出産後、乳幼児期における個々の健康上の問題について、保健師・助産師等の専門職が面接・電話相談や家庭訪問により適切な保健指導を実施した。また、要支援家庭に対しては、適宜関係機関と情報共有・ケース会議等を行い、支援方針等について関係機関で検討を行っている。 ◆情報提供(相談)件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,919				
所管課による評価	【こども家庭センター】 全体の相談件数が増加傾向にあり、虐待相談、養護相談ともに増加している。 【母子保健】 妊婦全数面接や各事業を通じて支援の必要性を早期に把握し、個別支援につなげている。保健師等専門職による相談を適切なタイミングで受けることができるため、妊婦や保護者の不安を軽減し、孤育て予防に繋がっている。				
次年度以降の方向性	【こども家庭センター】 母子保健と児童福祉が連携・協力しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を行って行きます。 【母子保健】 妊婦全数面接や各事業を通じて支援の必要性を早期に把握し、個別支援につなげていく。また、要支援家庭に対しては、適宜関係機関と情報共有・ケース会議等を行い、支援方針等について関係機関で検討を実施していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業(妊婦等包括相談支援事業型)				
所管課	健康課、こども家庭センター				
	単位:回				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	こども家庭センター 1,246 上記以外で 業務委託 623	1,246 623	1,246 623	1,248 624	1,248 624
実績(②) (令和8年3月末時点)	こども家庭センター 1262 (488+774) 上記以外で 業務委託 652				
実績の内容	【こども家庭センター】 ・妊娠届出時面談 妊婦全数面接の実施率は75.5%、妊婦面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、他機関連携のもと早期支援に繋げている。また、要支援家庭に対しては、適宜関係機関と情報共有・ケース会議等を行い、支援方針等について関係機関で検討を行っている。 ・8か月面談 8か月面談はアンケートを実施し、希望者に対して行うものである。面談希望者としては0であったが、アンケートの回答数を実績として計上している。 【上記以外で業務委託】 乳児家庭全戸訪問 乳幼児全戸訪問率は96.5%、出産したすべての家庭に専門職が訪問し、育児相談や保健指導を行った。				
所管課による評価	【こども家庭センター】 妊婦全数面接では、妊婦が早期の情報を得る機会となっており、保健師等専門職による相談を適切なタイミングで受けることで、妊婦や保護者の不安を軽減し、孤育て予防に繋がっている。アンケート実施による8か月面談希望者はいなかったが、アンケート内容に基づき、支援が必要と思われる家庭には、こども家庭センターから架電等を行い、家庭状況等を把握に繋がった。 【上記以外で業務委託】 昨年度の乳幼児全戸訪問率は100%と交付金要件であったことの影響が大きかったが、令和7年度から制度が変更となったことで訪問率が96.5%と減少したと考えられる。出産したすべての家庭に専門職が訪問し、育児相談や保健指導を行うことで、育児不安の軽減や養育困難等の課題を早期に把握し、個別支援につながった。				

次年度以降の方向性	【こども家庭センター】 妊婦全数面接を通じて支援の必要性を早期に把握し、個別支援につなげていく。また、要支援家庭に対しては、適宜関係機関と情報共有・ケース会議等を行い、支援方針等について関係機関で検討を実施していく。 8か月面談については、次年度以降もアンケートを実施し、面談の希望がなくても支援が必要と思われる家庭に対しての心身のケアを行っていく。 【上記以外で業務委託】 令和7年度以降は産後の面談が給付要件から外れたため、高い訪問率を維持していくために、訪問の重要性や効果についてマタニティ面談時等での説明を充実していく必要がある。
備考	

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (2)時間外保育事業(延長保育事業)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
実績(②) (令和8年3月末時点)	1,279				
②－①	203				
実績の内容	時間外保育事業(延長保育事業)は、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育や認定こども園によって実施している。 令和7年度の確保方策の実績は1,279人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	911				
所管課による評価	確保方策に対する実績は当初見込みである1,076人を大幅に満たすことができた。				
次年度以降の方向性	時間外保育事業(延長保育事業)については、上記の通り確保方策を達成することができた。今後とも、保育需要の動向を注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度：令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (3)子育て短期支援事業(ショートステイ)				
所管課	こども家庭センター				
	単位：人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
実績(②) (令和8年3月末時点)	1,460				
②－①	0				
実績の内容	保護者が育児疲れや出産や病気等で、こどもの養育が一時的に困難になったときなどに、乳児院や児童養護施設にこどもを預けることで、その家庭への養育支援を行う。 生後57日から高校生世代まで利用することができる。 なお、確保した利用枠は2施設各2名ずつ365日稼働であるため、1,460人日となっているが、1日に複数名が同じ利用枠を使う事もあるため、利用実績が1,574人日と利用枠を超えている。 ◆年間利用延べ人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,574				
所管課による評価	保護者が育児疲れや出産、病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、宿泊も含め、市が委託する乳児院及び児童養護施設に預けられる事業体制ができています。 また、生後57日目から高校卒業まで、本事業による切れ目のない支援を行うことができ、年間利用延べ人数も増加傾向にあることから、本事業による必要な支援が実施できていると考える。				
次年度以降の方向性	年間1,460人日分の利用枠を確保ができていることから、引き続き、委託施設と連携しながら円滑な運用を図り、事業を継続していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業等)				
所管課	健康課				
確保方策 (令和7年3月時点)	実施体制:12人 保健師 (正規・会計年度任用職員7人、委託助産師5人) 実施機関:福祉保健部健康課 委託団体等:公益社団法人東京都助産師会 東久留米・清瀬・西東京地区分会				
実績の内容	保健師または助産師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに育児等に関する助言を行う。				
	◆利用実績 A 訪問対象件数 B 訪問件数(里帰り先で訪問を受けた者は件数に含まず) C 訪問率(%)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	A	677			
	B	652			
	C	96.5			
所管課による評価	昨年度の訪問率は100%と交付金要件であったことの影響が大きかったが、令和7年度から制度が変更となったことで訪問率が96.5%と減少したと考えられる。しかし、長期里帰りの方や長期入院の方も一定数いるため、里帰り先での新生児訪問の依頼や電話相談等の必要な支援を実施した。 出産したすべての家庭に専門職が訪問し、育児相談や保健指導を行うことで、育児不安の軽減を図る。また、養育困難等の課題を早期に把握し、個別支援に繋げている。				
次年度以降の方向性	令和5年度より、出産後の交付金に必要な面談として本事業が位置づけられていたが、令和7年度以降は産後の面談が給付要件から外れたため、高い訪問率を維持していくために、訪問の重要性や効果についてマタニティ面談時等での説明を充実していく必要がある。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (5)養育支援訪問事業				
所管課	こども家庭センター				
確保方策 (令和7年3月時点)	実施体制:こども家庭センター職員 実施機関:東久留米市こども家庭センター				
実績の内容	養育訪問支援事業については、家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、こども家庭センターの専門職が家庭訪問し具体的な育児に関する助言・指導、相談・支援を実施した。専門職が訪問した際の具体的な相談内容は、①養育状況、家庭状況、生活状況の確認、②保護者の相談や体調確認(精神疾患等)、③病院の受診同行、④保育園入所、こどもショートステイ事業の利用申請のサポート、⑤事故予防の指導、⑦出産準備の助言、⑧健康課の家庭訪問に同行(新生児訪問、現認等)⑨登校支援、学習支援事業の同行である。 ◆利用実績 助言、指導、相談、支援件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,167				
所管課による評価	母子保健活動等と連携しながら、育児相談等の支援を行う。訪問件数は令和7年度も増加傾向にある。対象となる家庭に対し養育技術の提供等を行い、育児不安の解消に効果をあげている。				
次年度以降の方向性	専門相談支援については、関係機関との連携を強化し研修等により担当職員の養成を継続していく。				
備考	令和6年度まで実施していた養育支援ヘルパー事業は、令和7年度より子育て世帯訪問支援事業へ移行した。				

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (6)子育て世帯訪問支援事業				
所管課	こども家庭センター				
	単位:人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	400	400	400	400	400
実績(②) (令和8年3月末時点)	228				
②－①	△ 172				
実績の内容	令和6年度まで実施していた育児支援ヘルパーを発展的解消し、2つの事業者に委託する形で子育て世帯訪問支援事業を開始した。 こども家庭センターが要支援と判断し、かつ利用申請のあった家庭に対して訪問支援員が家庭訪問し、家事支援や保育園・幼稚園への送迎などを行う。 訪問支援員は救急救命に関する座学及び実技を含む支援員としての研修を受けることが要件となる。 ◆利用実績				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	118				
所管課による評価	訪問支援員による支援により、支援を要する家庭の育児負担軽減に寄与した。 事業立ち上げ年度である令和7年度の利用実績は確保数の半分程度に留まったが、年度後半は活用数が増加した。 なお、旧制度である養育支援ヘルパー事業の令和6年度実績(123人日)とはほぼ同水準の利用実績となっている。 活用を調整することも家庭センターのケースワーカーの理解度や、事業者との連携も深まったことから、次年度における活用拡大を図る。				
次年度以降の方向性	事業開始から2年度目となり、前年度における活用の経験も蓄積されていることから、まず、確保した利用枠をしっかりと活用できるよう、調整していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【 子ども・子育て支援事業に関する事項】 (7)児童育成拠点事業					
所管課	こども家庭センター					
	単位:人日					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
確保方策(①) (令和7年3月時点)						
実績(②) (令和8年3月末時点)						
②-①		事業の実施に向けて、実施場所や方法 について調査研究を行っていきます。				
実績の内容	◆利用実績					
	令和7年度					令和11年度
所管課による評価						
次年度以降の方向性						
備考						

年度:令和7年度

項目	【 子ども・子育て支援事業に関する事項】 (8)親子関係形成支援事業					
所管課	こども家庭センター					
	単位:人日					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
確保方策(①) (令和7年3月時点)						
実績(②) (令和8年3月末時点)						
②-①		事業の実施に向けて、実施場所や方法 について調査研究を行っていきます。				
実績の内容	◆利用実績					
	令和7年度					令和11年度
所管課による評価						
次年度以降の方向性						
備考						

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (9)地域子育て支援拠点事業				
所管課	こども家庭センター				
	単位:か所				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	2	2	2	2	2
実績(②) (令和8年3月末時点)	2				
②-①	0				
実績の内容	地域子育てひろば上の原と地域子育て支援センターはこぶね館で、就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みの相談を行った。 ◆施設利用者数 A 地域子育てひろば上の原 B 地域子育て支援センターはこぶね館				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	A 5,920				
	B 483				
所管課による評価	子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談などに気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として機能していると考え。前年度に比べて上の原の利用者数は微増している一方、はこぶね館は減少している。はこぶね館の利用者数減について、施設では、近隣の幼稚園におけるプレ保育の実施や施設周辺の子育て世帯の減少、六仙公園で実施していたヤギを連れた出張保育が取り止めによる新規利用者減などが理由ではないかと分析している。より多くの方に利用いただけるよう、引き続き周知を図り、身近な相談窓口として認識してもらうよう取り組んでいく。				
次年度以降の方向性	引き続き交流スペースの運営や各種地域講座を実施していく。 また、施設の利用者数や講座への参加者増を図るべく、市ホームページやSNSの活用した広報活動を推進していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (10)病児保育事業(病児・病後児保育事業)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	880	880	880	880	880
実績(②) (令和8年3月末時点)	956				
②-①	76				
実績の内容	病児保育における確保方策の実績は、開所日数の実績により956人分(1日の定員4人×239日)となった。 ◆利用実績数 A 開所日数 B 「一日利用」人数 C 「半日利用」人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	A 239				
	B 130				
	C 12				
所管課による評価	病気の回復前または病気回復期であるこどもを集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができています。				
次年度以降の方向性	病児保育事業については、現時点において提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できている。今後はより積極的に事業周知を図ることで、本事業に対する保護者の認知度向上に努め、安定的、継続的な提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (11)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)				
所管課	児童青少年課				
	単位:人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	906	906	906	906	906
実績(②) (令和8年3月末時点)	726				
②-①	△ 180				
実績の内容	実績726件 ※実績は確保方策の積算式に基づき算出。 積算式(サポート会員+両方会員)×1人当たりの年間活動件数×30%(就学児の割合の見込み値) ⇒(120人+1人)×20件×0.3=726人日 ◆活動実績(就学児分) A 活動依頼件数 B 活動件数 C ファミリー会員からのキャンセル件数 D 利用の調整がつかなかった件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	A 638				
	B 501				
	C 71				
	D 66				
所管課による評価	サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しいが、サポート会員は減少している状況にある。サポート会員を確保するため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要がある。				
次年度以降の方向性	サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数については、ニーズを注視し、提供体制について検討していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (12)一時預かり事業 ①一時預かり事業 (幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育含む))				
所管課	子育て支援課				
	単位:人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点)	85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
実績(②) (令和8年3月末時点)	79,592				
②-①	△ 6,208				
実績の内容	幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりの実績については、79,592人日分となった。				
	◆利用実績人数 A 従来制度幼稚園(3園) B 認定こども園(2園)・新制度幼稚園(1園)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	A 40,721				
	B 6,996				
所管課による評価	幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、幼稚園、認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、原則として当該在籍園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われている。確保実績は75,824人日だった前年度と比べて3,768人増の79,592人日であった。				
次年度以降の方向性	確保実績の実績は増加しており、提供体制についても充足している。今後とも、本事業に係る需要の動向に注視しながら施設と連携し供給量の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目		【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (12)一時預かり事業 ②一時預かり事業(①以外)				
所管課		子育て支援課 児童青少年課				
		単位:人日				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預 かり事 業 (在園児対 象型を除 く)	確保方策(①) (令和7年3月時点)	22,506	22,506	22,506	22,506	22,506
	実績(②) (令和8年3月末時点)	22,990				
	②－①	484				
ファミ リー・サ ポート・ センター (就学前児 童)	確保方策(①) (令和7年3月時点)	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
	実績(②) (令和8年3月末時点)	1,694				
	②－①	△ 420				
実績の内容		(子育て支援課) ◆利用実績人数(一時預かり事業分) A 公設民営園(2園) B 私立園(7年度8園)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		A 2,365				
		B 5,753				
		(児童青少年課) 実績 1,694件 ※実績は確保方策の積算式に基づき算出。 積算式(サポート会員＋両方会員)×1人当たりの年間活動件数×70%(未 就学児の割合の見込み値) ⇒(120人＋1人)×20件×0.7＝1,694人日				

	◆活動実績(未就学児分) C 活動依頼件数 D 活動件数 E ファミリー会員からのキャンセル件数 F 利用の調整がなかった件数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
C	1,863				
D	1,185				
E	298				
F	380				
所管課による評価	(子育て支援課) 一時預かり事業は、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業である。今年度の確保実績は22,990人日であり、確保方策(当初見込み)の22, 506人日を満たすことができた。 (児童青少年課) 確保方策の数値は達成しているが、サポート会員は減少している状況にある。サポート会員を確保するため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要がある。				
次年度以降の方向性	(子育て支援課) 在園児対象型を除く認可保育所での一時預かり事業について、確保量に比べ利用実績が大幅に下回っている状況である。引き続き需要の動向に注視しながら施設と連携し供給量の確保に務めていく。 (児童青少年課) サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数については、ニーズを注視し、提供体制について検討していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (13)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)				
所管課	健康課				
確保方策 (令和6年3月時点)	実施場所:委託医療機関 実施時期:通年実施 実施体制:個別 検査項目:国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				
実績の内容	妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票14回分(1回目にはHIV検査を含む)、妊婦超音波検査受診票4回分、妊婦子宮頸がん検診受診票1回分を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健康診査を実施。 里帰り等で都外医療機関等を受診、および多胎妊娠で助成回数を超えた分の健康診査費用の一部については別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っている。 ◆利用実績 A 妊娠届出者数 B 健診票交付件数 C 健診受診回数総計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	A 646				
	B 12,274				
	C 10,123				
所管課による評価	妊娠週数に応じて適切に妊婦健診を受けることにより、妊婦の健康状態や胎児の発育を確認している。安心・安全な出産に資するために必要不可欠な事業である。 (市外転出や流早産等により妊婦健診票を使用できない妊婦が一定数存在するため、交付数と受診回数が一致することは難しい)。				
次年度以降の方向性	妊婦の健康管理を図り、胎児の成長・発達を確認する上で重要な健康診査である。適切な時期に必ず受診するよう、妊婦への働きかけを継続する。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (14)放課後児童健全育成事業(学童保育)				
所管課	児童青少年課				
	単位:人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①) (令和7年3月時点、全地区 合計)	1,635	1,635	1,635	1,635	1,605
実績(②) (令和8年3月末時点、全地 区合計)	1,455				
②－①	△ 180				
実績の内容	放課後児童健全育成事業(学童保育)の実績は、特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別教室等を一時的に活用し、所舎と特別教室等の運用により確保に努めた。放課後児童健全育成事業(学童保育)の全地区合計の実績は1,455人である。 ◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,354				
所管課による評価	特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別教室等を一時的に活用し、所舎と特別教室等の運用により確保に努めた。第二小地区、第五小地区、第六小地区、第九小地区、第十小地区及び南町小地区においては、確保方策を下回る確保実績で利用者に対応することができたことから、確保実績が確保方策に届かない結果となった。				
次年度以降の方向性	令和8年度以降も引き続き小学校施設(放課後に学童保育所として活用できる特別教室等)の一時的活用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指す。				
備考					

【地区別内訳】

単位:人

第一小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	130	130	130	130	130
実績(②)	130				
②－①	0				
第二小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	180	180	180	180	180
実績(②)	150				
②－①	△ 30				
第三小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	160	160	160	160	130
実績(②)	160				
②－①	0				
第五小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	190	190	190	190	190
実績(②)	160				
②－①	△ 30				
第六小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	120	120	120	120	120
実績(②)	90				
②－①	△ 30				
第七小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	170	170	170	170	170
実績(②)	170				
②－①	0				
第九小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	150	150	150	150	150
実績(②)	120				
②－①	△ 30				

単位:人

第十小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	110	110	110	110	110
実績(②)	80				
②－①	△ 30				
小山小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	130	130	130	130	130
実績(②)	130				
②－①	0				
神宝小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	75	75	75	75	75
実績(②)	75				
②－①	0				
南町小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	130	130	130	130	130
実績(②)	100				
②－①	△ 30				
本村小地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策(①)	90	90	90	90	90
実績(②)	90				
②－①	0				

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (15)実費徴収に係る補足給付を行う事業				
所管課	子育て支援課				
実績	低所得者で生計が困難である世帯のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき費用等の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減している。 ◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	47				
所管課による評価	今回の利用実績の47人は施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助及び低所得の教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助である。 当該事業によって保護者の負担は一定程度軽減されているものと考えられる。				
次年度以降の方向性	対象となる保護者の負担を軽減することにより、当該世帯の児童の特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用が図られるよう、引き続き事業を実施していく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (16)多様な事業者の参入促進・能力活用事業				
所管課	子育て支援課				
実績	幼児教育・保育の無償化の認定を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が支払う利用料(どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。)の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減している。 ◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0				
所管課による評価	幼児教育・保育の無償化の認定を受けていない世帯のうち、「東久留米市地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設を利用している幼児の保護者に対する補助である。 市内の対象施設は、活動状況の変化により令和6年度で一旦終了しており、市外の対象施設を利用する保護者もいなかったため、令和7年度の利用実績人数は0人となった。				
次年度以降の方向性	今後新たに対象となる施設を決定した際には、引き続き負担軽減を検討していく。				
備考					

年度：令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (17)産後ケア事業				
所管課	こども家庭センター				
実績	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行った。 ショートステイ(宿泊型)・デイサービス(1日型)・デイサービス(集団型)アウトリーチ(訪問型)の4サービスを実施した。 ◆利用実績人数				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	402				
所管課による評価	産後1年未満の母子を対象に心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てできる支援体制の確保を図った。年度の中盤から後半にかけて事業が浸透し始め、利用申請が増加している。前年度比で、申請者数は134%、利用者数は145%であり、申請者数、利用者数ともに増加傾向にある。				
次年度以降の方向性	デイサービス(集団型)以外については、導入して2年が経過したが、利用希望者が増加しており、受け入れ枠拡大に向け、情報収集を進めていく。				
備考					

年度:令和7年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策 (①) (令和7年3月時点)	0歳	0	11	11	11
	1歳	0	13	13	13
	2歳	0	14	14	14
実績(②) (令和8年3月末時点)	0				
②-①	0				
実績の内容					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0				
所管課による評価					
次年度以降の方向性	令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく給付となることにあわせて、提供体制の確保に務める。				
備考					